

地籍調査及び統計調査の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、調査に係る職員の人件費を国庫補助の対象とする等、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう、必要な措置を講じること。

2. 国勢調査や統計調査に係る都市自治体への委託費の算定については、地域の実情等に配慮するとともに、調査が円滑に実施できるよう、所要額を適正に措置すること。

また、国の基幹統計調査の実施に当たっては、事前にテレビ等の媒体により周知徹底を図るとともに、統計調査員の調査活動における自家用車の使用について、補償内容の充実と補償の対象範囲の拡大を図ること。

3. 基幹統計調査について、統計調査結果の早期公表に向けた取組を推進すること。

また、集計結果を市町村単位で活用できるよう制度を見直すとともに、調査情報を利用するための手続きを各府省で統一し、簡略化すること。